

「情報公開文書」

受付番号： 2018-1-115

課題名：統合失調症患者の再入院に関するカルテ調査

1. 研究の対象

平成20年4月以降に、統合失調症の症状のために東北大学病院精神科病棟に2回以上入院された方

2. 研究期間

2018年6月（倫理委員会承認後）～2019年3月

3. 研究目的

精神疾患を抱える方が地域で生活をするためには、予防可能な再入院を未然に防ぐことが重要です。なかでも統合失調症の症状は認知機能が低下してしまうという特徴があり、適切な服薬の管理や病院の受診が困難になる場合があります。これによって再入院につながりやすくなるため、病院や地域の中で適切な支援を受けられることが重要です。

精神疾患を抱える方の再入院には様々な要因が関わるといわれていますが、それらの要因がどのように影響し、再入院につながるのかは明らかになっていません。そのため、再入院に関する具体的な内容を知るためには、入院前後やそこで行われた支援について、全体を捉える必要があると考えます。

そこで本研究では、統合失調症によって入院された方のカルテを調査させていただき、再入院に関わる特徴を明らかにすることと、そこから必要な支援を考察することを目的といたします。これによって、予防可能な再入院を減らし、精神疾患を抱える方の地域生活を支えることに貢献できると考えます。

4. 研究方法

平成20年4月以降に東北大学病院の精神科病棟に2回以上入院された統合失調症の方のカルテから、入院に至った原因やその時に受けた支援の内容、地域で利用しているサービス等の情報を取り出します。また、次回の入院（再入院）についても同様に行い、患者さんが再入院に至った経緯や支援体制に焦点を当てながら、再入院の経過の特徴を明らかにしていきます。さらに、得られた特徴から再入院の予防策を考察します。

5. 研究に用いる試料・情報の種類

情報：病歴、治療歴、訪問看護等のサービスの利用状況 等

6. 外部への試料・情報の提供

該当なし

7. 研究組織

本学単独研究

8. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。
ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。また、情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としますので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも患者さんに不利益が生じることはありません。

照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先：

〒980-8575 仙台市青葉区星陵町 2-1 TEL/FAX 022-717-7931
東北大学大学院 医学系研究科 公衆衛生看護学分野
菅野史夏 E-mail sugano@med.tohoku.ac.jp

〒980-8575 仙台市青葉区星陵町 2-1 TEL/FAX 022-717-7922
東北大学大学院 医学系研究科 公衆衛生看護学分野
田口敦子 E-mail ataguchi@med.tohoku.ac.jp

研究責任者：東北大学大学院医学系研究科 公衆衛生看護学分野 大森純子

◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先：「8. お問い合わせ先」

※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

＜人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の1(3)＞

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

- 1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

- 2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口へ提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の2(1)>

- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合